

あさお希望のシナリオ実行委員会 会則

(名称)

第1条 この会は、あさお希望のシナリオ実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、(仮称)麻生区ソーシャルデザインセンター（以下「SDC」という。）の設立に向けた検討をすることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号の活動を行う。

- (1) プロジェクトの企画・実施
- (2) プロジェクト実施後の検証
- (3) SDCモデル実施に向けた検討

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的や活動内容に賛同し、プロジェクトを実施する者とする。

(会員の入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、「入会届」を会長に提出するものとする。

(会員の退会)

第6条 会員は、「退会届」を会長に提出することで、任意に退会できる。

(組織)

第7条 本会は次の各号に掲げる組織で構成する

- (1) 全体会
- (2) 役員会

(役員等の種別及び定数)

第8条 本会に次の職を置く。

- (1) 役員 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 役員のうち1人を会長とし、若干名を副会長とすることができる。
- 3 その他必要な職の種別及び定数については、役員会で決定することができるものとする。

(役員等の選任)

第9条 役員及び監事は、全体会において会員の中から互選により決定する。

- 2 会長及び副会長は、役員の内互選とする。
- 3 監事は、役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

(役員等の解任)

第11条 役員等が心身の不調などにより、職務の執行に耐えられないと認められるときは、全体会の同意を得て解任することができ、会員の中から後任を選任することができる。

(全体会)

第12条 全体会は次の事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

2 全体会は、必要により会長が招集する。

3 会議議長は適宜決める。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、次の各号の事項を検討・処理する。

- (1) 全体会に付議すべき事項
- (2) 全体会で決定した事項の執行に関する事項
- (3) その他全体会の決定を要しない会務の執行に関する事項

(会計)

第14条 本会の経費は、麻生区負担金及び事業収益ほかをもって充てる。

(個人情報の管理)

第15条 個人情報については、その趣旨を理解して管理し、会の運営のみに利用することとする。

(本会の会期)

第16条 本会の会期は、第3条に掲げる活動が終了するまでとする。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は全体会で協議して決めるものとする。

附 則

この会則は、令和4(2022)年4月24日から施行する。